

香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

**香川県病院局管理規程第2号**

香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県立病院等事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第6条関係）			別表第1（第2条、第6条関係）		
県立病院等	代 決 者		県立病院等	代 決 者	
	第1順位	第2順位		第1順位	第2順位
香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務企画課長）。ただし、栄養士及び診療放射線技師に係る特定サービス関係事務（別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)及び(10)から(12)までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長	香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務企画課長）。ただし、栄養士及び診療放射線技師に係る特定サービス関係事務（別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)、(10)及び(11)に掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長
略			略		
香川県立白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する主任部長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長。ただし、診療放射線技師及び臨床検査技師に係る特定サービス関係事務については、技師長	香川県立白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する主任部長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務企画課長）。ただし、診療放射線技師及び臨床検査技師に係る特定サービス関係事務については、技師長
略			略		

別表第3（第3条、第4条関係）

関係事務	事 項	院長 等委 任	決裁区分		
			院長 等	事務 局長	事務 局長 等
1 略					
2 服務 関係事 務	(1)～(9) 略				
	(10) 略				
	略				
	(11) <u>時間外勤務代休時間を指定 すること。</u>				
	ア <u>所属の職員（イの職員を 除く。）に係るもの</u>			○	
イ <u>事務局等職員に係るもの</u>				○	
	(12)・(13) 略				
3 略					

別表第3（第3条、第4条関係）

関係事務	事 項	院長 等委 任	決裁区分		
			院長 等	事務 局長	事務 局長 等
1 略					
2 服務 関係事 務	(1)～(9) 略				
	(10) <u>週休日の振替又は4時間の 勤務時間の割振り変更を行うこ と。</u>				
	略				
	(11)・(12) 略				
3 略					

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。